

# 林地残材搬出奨励モデル事業実施要領

## 1 趣 旨

森林を守り育て、木材等の森林資源を利用し、また新たに植栽し育てるといふ、持続的に森林を利用する取組の循環を構築することが、森林の保全・管理の理想とされています。

現在、採算性の問題から伐採後も利用されず山に残されている間伐材等が多くあります。

しずおかの森林を持続的に育てる意識を広める一助とするため、林地残材の利用促進に向け、森づくり団体が森林所有者等から林地残材を買い上げて活用する活動をモデル的に支援します。

## 2 助成の対象となる活動の内容

伐採後、森林内に残されている間伐材等の木材を、森林所有者等から買い取り、搬出し活用する活動

## 3 助成対象団体

NPO法人等の非営利の森づくり団体

## 4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

## 5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という）に提出するものとする。

### 1) 提出書類 各1部

- ① 林地残材搬出奨励モデル事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）
- ③ 活動（搬出）の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）

### 2) 提出期限：別に定める日まで

## 6 交付の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、申請団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

## 7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた団体の代表者は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

## 8 実績の報告

申請団体は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

### 1) 提出書類 各1部

- ① 林地残材搬出奨励モデル事業実績報告書（様式4）
- ② 活動（搬出・購入）の実績表（様式5）
- ③ 活用の実績表、総括表（様式6）
- ④ 購入数量及び購入額が確認できる受取証（領収書）等の写し
- ⑤ 販売又は納入したことが確認できる受取伝票等の写し
- ⑤ 活動成果の整理表（様式7）
- ⑥ 林道端などに集積された木材の状況（日時、購入量が確認できる）写真
- ⑦ その他、PRチラシ、新聞記事等

### 2) 提出期限

活動完了の日から 15 日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

なお、止むを得ず3月15日以降にも活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。

但し、助成金にかかる購入等は3月15日までに完了させるものとする。

## 9 交付金の確定

グリーンバンクは、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定し、申請団体に通知する。

なお、実績報告において、助成対象と認められない経費がある場合は、助成額を減額して交付金を確定する場合がある。

## 10 助成金の交付

助成金の交付は次によるものとする。

- 1) 助成金の対象となる活動が終了する前に、助成金の一部又は全額の交付を受けようとする場合
  - ・申請団体は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、随時、請求書（概算払請求書）を提出する。（様式8）
- 2) 助成金の対象となる活動の完了後に、助成金の交付を受けようとする場合
  - ・申請団体は、9の規定による助成金額の確定の通知を受領後速やかに、請求書（概算払請求書）を提出する。（様式8）

### 附 則

この要綱は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

## 「別表」 【林残材搬出奨励モデル事業】

### 1 助成の対象となる経費

科目	区分	摘要
林地残材購入費	木材購入費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 放置されている木材を森林所有者等から買い取るのに要する経費</li><li>・ 搬送の費用を含む</li></ul>

※ 助成金の対象となる区分・摘要等の内容の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと。

### 2 助成の限度額

助成限度額は、次のとおりとする。

木材 1 立方メートル又は生重量 1 トン当たり	一団体当たりの助成限度額
単価：2,500 円	20万円

※ 購入量を原木の体積とする場合の検尺算定は末口二乗法による。